

東京都台東区耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

本プログラムは、台東区耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の所有者または居住者に対して戸別訪問等による直接的な情報提供や働きかけを行うことにより、耐震化の重要性を啓発し、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2. 位置づけ

本プログラムは台東区耐震改修促進計画を補完するものとして位置づけ、耐震化に関する取組み方針を定めるものとする。

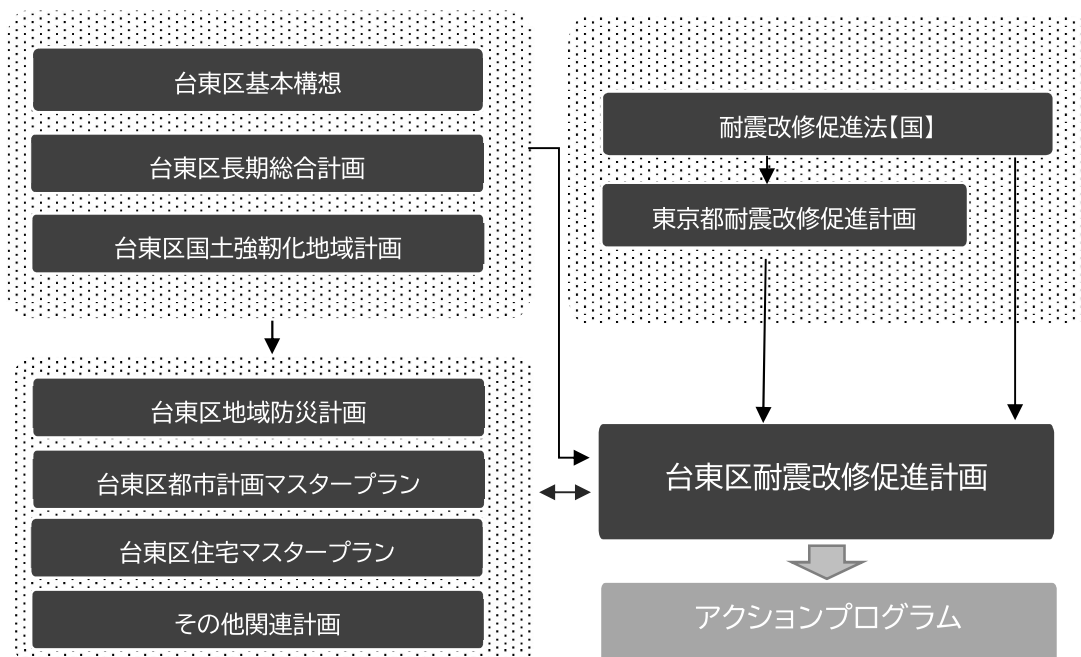


図. 1 本計画の位置づけ

3. 取組み期間

令和5年度から令和8年度とする。なお、取組み期間については、社会経済状況の変化や関連事業及び本プログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて、見直しを行う。

4. 対象区域

対象区域は、区内全域とする。また、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）は、台東区耐震改修促進計画に記載のある「木造住宅等の耐震改修工事助成における重点地域」とする。

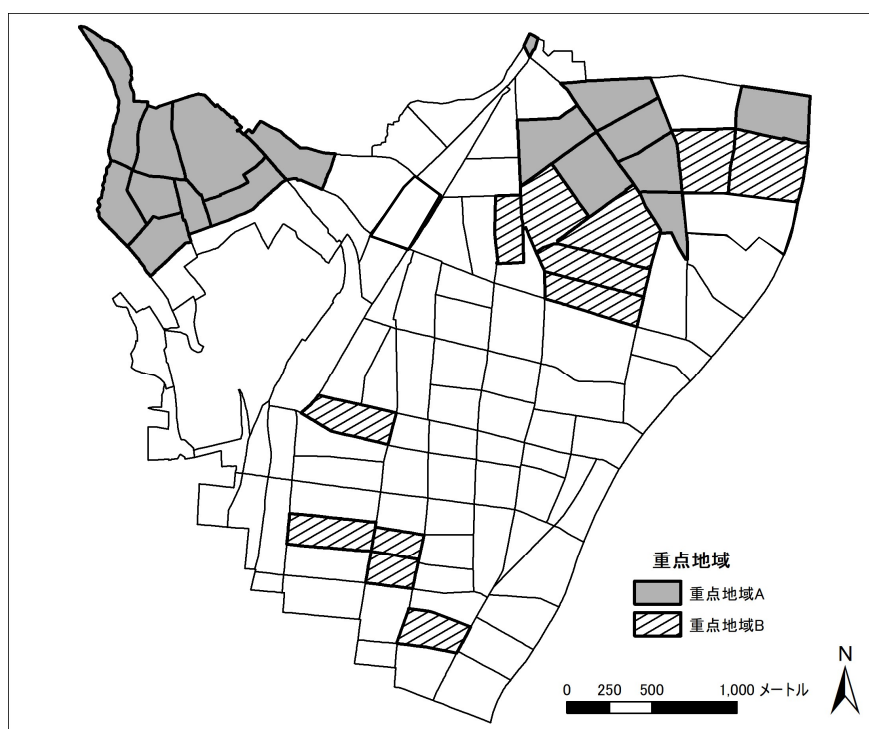


図. 2 木造住宅等の耐震改修工事助成における重点地域(令和4年9月)

	該当する町丁目
重点地域 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅草北部地域 千束4丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目、東浅草1・2丁目、竜泉3丁目 ・ 荒川地域のうち台東区部分 根岸5丁目23番～25番街区 ・ 千駄木、向丘、谷中地域の台東区部分 根岸2丁目1～15・19～23番街区、上野桜木2丁目、谷中1丁目3～7番街区、谷中2丁目、谷中3丁目1～23番街区、谷中4～7丁目
重点地域 B	上記以外で 浅草3～5丁目、千束2～3丁目、清川1丁目、橋場1丁目、台東3丁目、鳥越1丁目、小島1丁目、東上野3丁目、浅草橋2丁目

重点地域 A：東京都防災都市づくり推進計画（令和3年3月）に基づく整備地域（一部重点地域 B との重複あり）

重点地域 B：地域危険度調査（東京都：令和4年9月）における建築物倒壊危険度5の地域

5. 対象住宅

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築工事に着手した区内のすべての住宅（マンションは除く。）とする。

6. 耐震化を促進する取組み

1) 戸別訪問等により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

- ・ 令和8年度までに耐震性が不十分と考えられる住宅（約17,000件）を対象にポスティングを実施する。

2) 耐震診断支援を行った住宅に対して耐震改修を促す取組み

- ・ 耐震診断実施後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールを送付し希望者には戸別訪問等を行う。

- 3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組み
 - ・ 東京都と連携して、改修事業者向けの講習会を実施する。
- 4) 住宅所有者から改修事業者等への接触が容易になる取組み
 - ・ 耐震改修事業者リストを作成し、ホームページで公開する。
- 5) 広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発に係る取組み
 - ・ 広報誌等による周知
 - ・ 耐震改修相談会の開催

7. 目標

耐震診断、耐震改修及び建替えに向けた除却（以下、「耐震改修等」という。）に関する目標は以下とする。

単位：件

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
耐震診断	60	60	60	60	240
耐震改修等	44	44	44	44	176

8. 関係団体との連携

東京都及び東京都建築士事務所協会台東支部と連携して活動に取り組む。

9. 実績の公表

当該年度ごとに、耐震化を促進する取組み等の実施実績を取りまとめ、当該年度末までにホームページにて公表する。